

令和 8 年 4 月 17 日
障障発 0417 第 1 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害者関係施設における災害時情報共有システムに係る
平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加について（再周知）

障害者関係施設における災害発生時における被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）の運用については、平素より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和 3 年 4 月 15 日付け子発 0415 第 4 号、社援発 0415 第 5 号、障発 0415 第 1 号、老発 0415 第 1 号通知）においては、「電気、ガス、上下水道や通信などのライフラインの途絶、物流ネットワーク断絶による物資供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の最低でも 3 日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築について、民間事業者を交えて検討すること。」とされており、平時より予め都道府県等が管内障害者関係施設の備蓄状況を把握していくことは災害発生時の支援方策の検討において有効な情報となります。

障害者関係施設における災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告については、「災害時情報共有システム整備事業（障害者関係施設分）の機能追加について」（令和 8 年 2 月 27 日付け障障発 0227 第 1 号）においてお示ししたところですが、各都道府県等におかれましては、引き続き、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）及び社会福祉施設等及び関係団体に対して十分周知を図るとともに、管内障害者関係施設に対し

て、本機能を活用した物資等の備蓄状況等の報告に対する協力を依頼いただくようお願いします。

なお、本追加機能については、随時の報告及び報告内容の更新が可能となっておりますが、予見不能な自然災害や次の感染症危機等に備える観点から、各都道府県等におかれましては、令和8年5月22日（金）までに管内障害者関係施設の入力が完了するよう、特段の御配慮をお願いいたします。